**大阪府特別職報酬等審議会　審議概要**

１　日時　平成28年11月25日　10時30分から11時30分

２　場所　大阪府議会会館　１階談話室

３　出席者

（委員）

池田会長、尾池委員、倉持委員（会長代理）、中村委員、藤本委員、山本委員

（大阪府）

村上人事局長

〔人事局企画厚生課〕

田村課長、奥野企画調整補佐、舟木主査、山岡副主査

４　議題

（１）昨年度の答申等に基づく条例改正等の報告

（２）行政委員（非常勤）の勤務実績の報告

（３）府一般職の給与等（人事委員会勧告）の報告

（４）その他

５　議事要旨

（１）昨年度の答申等に基づく条例改正等の報告

○事務局より上記議題の資料等の説明

○委員からの質問、意見等について

→特に質問、意見等なし

（２）行政委員（非常勤）の勤務実績の報告

○事務局より上記議題の資料等の説明

○委員からの質問、意見等について

・（委　員）　労働委員会の委員の人数が33人となっているが、他の都道府県と比

較し、どうなのか。

→（事務局）　労組法施行令により、東京都が各13名計39名、大阪府が各11

名計33名、北海道、神奈川県、愛知県、兵庫県、福岡県が各７名計

21名、その他の府県が各５名計15名と定められており、条例でそ

の定数から各２名計６名加えることができるとなっている。

・（委　員）　労働委員会の案件数は、以前より減ってきているのではと思っている

が、そのあたりはどのようか。

→（事務局）　本日は、お示しできる資料の用意がない。

・（委　員）　行政委員が一堂に会する委員会は、勤務日数の平均値が実態を表して

いると思うが、労働委員会のように、案件ごとに人が変わる場合は、

個人差が出るのではないか。

報酬の上限については、過去の考え方もあり難しいところだが、業務

の割振り等の運用で配慮できるところがあるのであれば、配慮していた

だければと思う。

・（委　員）　行政委員の報酬について、府の財政を考え、日額の金額水準を考えた

結果、上限を定めているのかもしれないが、上限を超えているのが常態

となっているにも関わらず、何もしないというのはどうか。ボランティ

アではないので、仕事をしてもらっているのに、上限を超えた分は知り

ませんというのは、理屈が合わないのではないか。

１つの業務についても、その業務だけの時間を考えるのではなく、事

前準備等に時間が必要であり、そのあたりも勘案していく必要があるの

ではないか。

労働委員会の案件数が減っている傾向にあるのではないかとの話が

あったが、実態としてどういう傾向にあるのか把握するためにも、調べ

ていただいたらいいかと思う。

・（委　員）　国の立法の制度設計の中で、例えば裁判所が労働審判手続の制度を立

ち上げているといったこともあり、労働委員会の業務と重なるような業

務を非常勤の国家公務員の立場でされているといったことも、報酬の面

で比較していく必要があると思う。

・（委　員）　行政委員の勤務日数について、ばらつきはあるが、日額の報酬の上限

である８日を超えて勤務されている実態があるところであり、より突っ

込んで実態を把握した上で、議論できるとよいと思う。

・（会　長）　いただいた意見を宿題として、今後の制度設計に結びつけていきたい。

（３）府一般職の給与等（人事委員会勧告）の報告

○事務局より上記議題の資料等の説明

○委員からの質問、意見等について

・（委　員）　府の一般職の扶養手当で、配偶者手当を減らされて、子どもに係る手

当をふやされたというのは、女性の活躍の面からもよいことと思う。

（４）その他

○委員からの質問、意見等について

・（委　員）　議員の報酬が議論されていないが、一番重要な問題ではないか。

→（事務局）　昨年の諮問の際、実務的には、議会事務局を通じて議会の意向を

確認しているが、諮問をするという結論に至らなかったと聞いてい

る。